

長 建 産 発 第 1 9 号
令 和 2 年 5 月 1 5 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応の延長について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、令和2年4月21日付長建産発第10号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」等によりお知らせしたところです。

今般、5月4日に緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されたことを踏まえ、標記の件について、別添のとおり全国建産連を通じ国土交通省土地・建設産業局建設業課長より通知がまいりましたのでお知らせ申し上げます。